

# 人事行政の運営等の状況

令和6年12月  
御 殿 場 市

御殿場市の人事行政の運営等の状況

御殿場市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年御殿場市条例第15号）第6条及び御殿場市職員の退職手当に関する規則（平成19年御殿場市規則第17号）第9条の8の規定により、御殿場市の人事行政の運営状況の概要、公平委員会の業務の状況及び早期退職募集制度による認定を受けた応募者の数並びに募集実施要項を公表する。

令和6年12月20日

御殿場市長 勝 又 正 美

I 御殿場市人事行政の運営等の状況の概要

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 部門	職員数（人）			主な増減理由
	令和5年度	令和6年度	対前年増減	
一般行政	516	521	5	業務量の増
特別行政(教育)	96	97	1	学校給食のアレルギー対応
公営企業等	65	65	0	
合 計	677	683	6	

・職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除いています。

(参考) フルタイム会計年度任用職員の職員数（令和6年4月1日現在）94人

(2) 採用及び離職（注1）の状況

区分 部門	採用 (人) (注2)	離職（人）									
		退職					免職		失 職	派 遣 ・ 帰 任	合 計
		定 年	早 期 (注3)	普 通	死 亡	任 期 満 了	分 限	懲 戒			
一般行政	20	1	1	13		3					18
特別行政(教育)	6			2							2
公営企業等	2			1		1					2
合 計	28	1	1	16		4					22

(注1) 離職は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に離職した者の人数である。

(注2) 採用は、令和6年4月1日付けで採用した者の人数である。

(注3) 御殿場市職員の退職手当に関する条例（昭和38年御殿場市条例第12号）第8条の2第2項の規定に規定する募集実施要項により、同条第11項の認定を受け退職した者の人数である。

(3) 定員管理計画の年次別計画状況

今日の厳しい経済情勢や地方行財政を取り巻く環境の変化に伴い、より一層の行政の効率化が求められており、適切に職員の数を管理することは必要不可欠であるが、一方で地方自治体間の競争が激しくなるなか、単なる退職補充・職員数削減に留めず、必要な人材確保も考慮して、組織機能の効率化と強化を図ることも急務である。こうしたことから計画名を「定員適正化」から「計画管理」に変更し、第6次御殿場市定員管理計画（令和4年4月1日～令和8年4月1日）を策定し、引き続き、多様化・高度化する将来の行政需要に適応した組織体制の準備に努めることを目的としている。

・定員管理計画の年次別（計画）状況（各年度4月1日現在） （単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画数（目標値）	670	670	670	675	678
職員数（実績値）	666	667	664	677	683

2 人事評価の状況

(1) 対象職員（被評価者）の状況

特別職を除く正規職員、会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員

(2) 評価者の状況

被評価者の上位の管理監督職職員（特別職含む）

(3) 評価体系の状況

	内 容
業績評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員が職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価</li><li>・評価期間は1年間（4月～翌年3月）</li><li>・職員が自ら挙げた職務目標における達成度及びその目標の難易度から評価点を算出（目標管理制度）</li></ul>
能力評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価</li><li>・評価期間は1年間（4月～翌年3月）</li><li>・職制上の段階ごとに求められる能力（標準職務遂行能力）を評価項目として定め、それぞれの能力の発揮度合いを評価</li></ul>

(4) 処遇への反映の状況

業績評価と能力評価における評価点の合計点から総合評価区分を5段階で算出している。

評価結果の処遇への反映については、令和5年度人事評価における総合評価区分を令和6年度の勤勉手当の成績率及び定期昇給に反映させた（正規職員のみ）。

### 3 給与の状況

#### (1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
42,387,447千円	6,071,123千円	14.3%

#### (2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計当初予算）

職員数（人） A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
621人	千円 2,389,106	千円 441,196	千円 1,016,491	千円 3,846,793	千円 6,195

（注）職員手当には退職手当を含まない。

#### (3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（一般行政職）（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
御殿場市	317,524円	387,560円	40.3歳
静岡県	333,463円	433,607円	42.5歳

（注）平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、時間外手当等）の合計である。

#### (4) 初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	御殿場市	県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	206,225円
	高校卒	166,600円	174,130円

#### (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,200円	322,400円
	高校卒	231,000円	272,200円

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数である。

#### (6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1級	主事・技師	49	12.0
2級	副主任	68	16.7
3級	主任	86	21.1
4級	主幹・副主幹	69	16.9
5級	副参事	25	6.1
6級	課長補佐	38	9.3
7級	課長・参事	53	13.0
8級	部長・次長	20	4.9
計		408	100

（注）「御殿場市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数である。

## (7) 期末・勤勉手当の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：月分）

区分	御殿場市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	1.025	2.25	1.225	1.025	2.25
12月期	1.225	1.025	2.25	1.225	1.025	2.25
計	2.45	2.05	4.5	2.45	2.05	4.5

## (8) 退職手当の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	御殿場市		国	
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
1人当たりの平均支給額	2,954千円	早期 22,405千円 定年 24,448千円	—	

（注）1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

## (9) その他の主な手当の内容

## ア 地域手当（令和6年4月1日現在）

1人当たり平均支給額（地域手当 6 %） （令和5年普通会計決算額）	209千円
---------------------------------------	-------

## イ 特殊勤務手当（令和5年度決算）

区 分		全 職 種	
職員全体に占める手当支給職員の割合 （一般事務職）		12.1%	
手当の種類（手当数）		（公営企業を含む。）	
代表的な手当の 名 称	支給額の多い手当	手当の種類	年間支給総額 （円）
		1 夜間看護手当	6,118,500
		2 滞納処分手当	1,378,000
		3 不快作業手当	651,600
		4 水道作業手当	172,200
	5 行旅死亡人等死亡人取扱作業手当	170,000	
	多くの職員に支給 されている手当	手当の種類	延べ人数（人）
		1 夜間看護手当	2,242
		2 滞納処分手当	1,378
		3 不快作業手当	1,086
4 水道作業手当		287	
5 社会福祉業務手当	171		

ウ 時間外勤務手当（令和4年度、令和5年度普通会計決算）

令和5年度	支給総額	90,774千円
	1人当たり支給年額	182千円
令和4年度	支給総額	98,401千円
	1人当たり支給年額	191千円

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和6年4月1日現在）

内 容		
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円
	父母等	6,500円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき	5,000円加算
住居手当	[借家・借間に居住する職員] 支給対象者 12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額	27,000円
	通勤手当	支給対象者 交通機関を利用して通勤している職員及び交通用具により通勤している職員（片道2km未満の者を除く。） [交通機関等利用者] 最高支給限度額 55,000円 [交通用具使用者] 最高支給限度額 22,200円

(10) 特別職の給与等の状況（令和6年4月1日現在）

		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給 料	市長	880,000円	6月期	2.25月分
	副市長	700,000円	12月期	2.25月分
	教育長	673,000円	計	4.5月分

※「3 給与の状況」は、令和6年12月1日現在の状況により記載している。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(注) 本庁や各支所などの勤務時間。保育園や給食センターなどのように業務内容に応じて勤務時間が異なる場合もある。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年度）

1人当たり平均取得日数	11.81日
-------------	--------

(注) 年次有給休暇は、1年につき20日付与され、また、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

(3) 特別休暇等の導入状況（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	概 要
病気休暇	ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 イ 結核性疾患 ウ 上記ア、イ以外の負傷又は疾病
特別休暇	ア 選挙権の行使その他公民として権利を行使する場合 イ 証人等として国会などに出頭する場合 ウ ドナー休暇 エ ボランティア休暇（5日の範囲内） オ 結婚休暇（10日以内） カ 不妊治療休暇（5日、但し体外受精及び顕微授精に係る通院の場合は10日） キ 産前休暇（出産の日までの8週間） ク 産後休暇（出産の日の翌日から8週間） ケ 授乳等休暇（生後1年に達しない子に授乳等を行う場合、1日2回30分以内） コ 妻の出産（入院等の日から出産後2週間までの間に2日以内） サ 男性職員の育児のための休暇（5日以内） シ 子の看護休暇（未就学児を看護する場合：5日以内） ス 短期介護休暇（5日以内） セ 忌引休暇 ソ 父母の祭日（死亡後15年以内に行われる祭事、法事等の行事を営むとき） タ 夏季休暇（6月から10月までの間で、原則として5日以内） チ 災害により職員の現住居が滅失した場合 ツ 災害時において出勤することが困難な場合 テ 災害時において通勤途上において危険を回避するため ト 生理休暇（2日以内） ナ 妊娠中の職員が通勤途上の混雑を避ける場合 ニ 妊娠中又は出産後1年以内の職員が健康指導等を受ける場合 ヌ 妊娠中の職員の業務が母体や胎児に影響があると認める場合 ネ 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合 ノ 伝染病予防法上必要な措置により勤務することが不適当な場合
介護休暇	ア 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合

（注）取得要件等は、「御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

5 職員の休業に関する状況

（注）当該年度に新たに休業を取得した人数である。

(1) 高齢者部分休業の取得者数（令和5年度）

（単位：人）

		高齢者部分休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (2) 修学部分休業の取得者数 (令和5年度) (単位:人)

		修学部分休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (3) 自己啓発等休業の取得者数 (令和5年度) (単位:人)

		自己啓発等休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (4) 配偶者同行休業の取得者数 (令和5年度) (単位:人)

		配偶者同行休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (5) 育児休業及び部分休業の取得者数 (令和5年度) (単位:人)

		育児休業	部分休業
市長事務部局等	男性	8	0
	女性	41	17
教育委員会	男性	1	0
	女性	9	0
合 計	男性	9	0
	女性	50	17

## 6 分限及び懲戒処分状況

## (1) 分限処分者数 (令和5年度) (単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	-	-	5	-	5
教育委員会	-	-	1	-	1
合 計	-	-	6	-	6

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分をいう。



## (2) 懲戒処分者数 (令和5年度)

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	-	-	-	-	-
教育委員会	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分をいう。

## 7 サービスの状況

## (1) サービス規律遵守のための取組み (令和5年度)

取組内容
以下の通達を行った。 年末年始における厳正なサービス規律の確保 (12月) 御殿場市議会議員選挙における職員の綱紀粛正及びサービス規律の確保 (12月)

## (2) 兼職・兼業の許可件数 (令和5年度)

許可件数 (件)	主な許可事例
131	消防団等

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項及び教育公務員特例法第17条第1項に基づくものである。

## 8 退職管理の状況

定年又は勸奨により退職する職員を対象として、再就職状況の報告や現役職員への働きかけを規制するため「御殿場市職員の退職管理条例 (平成28年御殿場市条例第24号)」及び「御殿場市職員の退職管理に関する規則 (平成28年御殿場市規則第13号)」を定め、営利企業に就職する離職者は届出書を提出するなど退職管理の適正を確保している。

## 9 研修の状況

区分	概要 (令和5年度)
市長部局等	<p>御殿場市職員研修計画に基づき、御殿場型NPMによる施策の推進のために、職員の意識改革・マネジメント能力の向上を重点目標として、次の研修を実施した。</p> <p>[研修の実施概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費 (令和5年度決算額) 5,809千円</li> <li>・ 階層 (階級) 別研修等開催数 新規採用職員研修等 11 研修</li> <li>・ 参加派遣研修数 (社) 日本経営協会等 52 講座</li> <li>・ 職能研修 人事評価研修、メンター研修 女性職員リーダー育成研修ほか</li> <li>・ 国・県等への派遣 静岡県</li> <li>・ その他研修 救急講習会ほか</li> </ul>

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（令和5年度）

区 分	対象人数	受診人数	受診率
健康診断	682 人	540 人	79.2%
胃レントゲン（40歳以上及び希望者）	368 人	60 人	16.3%
人間ドック（希望者）		270 人	
情報機器作業健康診断（希望者）		63 人	
ストレスチェック	682 人	580 人	

(2) 公務災害等の認定状況等（令和5年度）（単位：件）

区 分		市長部局等	教育委員会	計
認定	公務災害	1	1	2
	通勤災害	1		1
	計（件）	2	1	3

(3) その他主な福利厚生事業の概要（令和5年度）

区 分	概 要
互助会事業	<p>○歳入・歳出の内訳</p> <p>《収入》</p> <p>職員の会費 15,872,598 円 (58.7%)</p> <p>その他の収入 11,150,170 円 (41.3%)</p> <p>合計 27,022,768 円 (100%)</p> <p>《支出》</p> <p>事務費 437,061 円 (1.3%)</p> <p>事業費 10,500,367 円 (32.8%)</p> <p>給付金 8,076,000 円 (25.2%)</p> <p>諸支出 11,798,779 円 (36.9%)</p> <p>積立金 0 円 (0%)</p> <p>翌年度繰越金 1,203,544 円 (3.8%)</p> <p>合計 32,015,751 円 (100%)</p>
	<p>○事業の概要</p> <p>福利厚生事業 職員文化祭・クラブ交付金等</p> <p>給付金 結婚祝金・出産祝金・就学祝金 人間ドック助成金 等</p>

## 1.1 競争試験及び選考状況

職員採用試験の状況（令和5年度）

（単位：人）

職種	受験者数	採用者数	倍率
一般事務	67	14	4.8
保育士・幼稚園教諭	12	9	1.3
土木技師	4	3	1.3
建築技師	1	0	—
心理職	1	0	—
管理栄養士	5	2	2.5
	90	28	3.2

## II 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずるとされている。令和5年度に公平委員会におけるこれらの業務の状況は、次のとおりである。

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況について … なし
- 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況について … なし